

第7回「機能性表示食品広告審査会」結果報告

1. 日時：2024年12月9日（月） 13時～17時

2. 場所：公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3階会議室（WEB 併用）

3. 広告素材

審査件数：36件（内訳）動画16件、紙面媒体10件、Web（LP）10件

対象期間：2023年12月1日～2024年6月30日（7ヶ月間）

収集方法：企業に素材提供を依頼

4. 審査要領

外部専門家（第三者委員）4名と、協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなる審査委員会において、健康増進法等の関連法規、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日 消費者庁）（以下、健食留意事項という。）、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」（消表対第518号、消食表第81号）（以下、事後チェック指針という。）および「『機能性表示食品』適正広告自主基準（第2版）」（令和5年6月5日）（以下、適正広告自主基準という。）を審査指針とし、審査対象としたそれぞれの広告について、当該機能性表示食品の「届出表示」及び上記審査指針との適合性について精査した。

5. 審査結果

判定 媒体	A	B	C	問題なし	合計
動画（VD）	0	0	5	11	16
紙面媒体（PM）	0	2	0	8	10
Web（LP）	0	2	3	5	10
合計	0	4	8	24	36
会社数と商品数 （重複含む）	0社0商品	3社4商品	5社7商品	14社23商品	18社33商品

※適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促した。

注) 審査基準

- A 判定
- 健康増進法等に抵触するもの、もしくは抵触するおそれのあるもの
 - 「事後チェック指針」に著しく抵触^(*)するもの
 - 「健食留意事項」に著しく抵触^(*)するもの
 - 虚偽、機能性表示食品の届出範囲を超える表現など「適正広告自主基準」に著しく抵触^(*)するもの
- (*) 著しく抵触： ・ 1つの広告の中に抵触する箇所が複数ある。
・ “疾病の治療に適している”、“病者に適している”など。
- B 判定
- 「事後チェック指針」に抵触するもの
 - 「健食留意事項」に抵触するもの
 - 「適正広告自主基準」に抵触するもの
- C 判定
- 「事後チェック指針」に抵触するおそれのあるもの
 - 「健食留意事項」に抵触するおそれのあるもの
 - 「適正広告自主基準」に抵触するおそれのあるもの
 - 消費者に誤認を与えるおそれのあるもの

6. 第7回 機能性表示食品広告審査会 審査概評

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
機能性表示食品広告審査会 委員長 林 功

機能性表示食品は2015年の制度施行以来、9,000件を超える届出が公表されています。公益財団法人日本健康・栄養食品協会では、機能性表示食品の広告表現の適正化と向上を目的に、2018年から機能性表示食品広告審査会（以下、広告審査会という。）を毎年開催しています。このたび、2024年12月に開催した第7回広告審査会の結果を公表します。

〈広告審査会の概要〉

広告審査会は、4名の第三者委員と日本健康・栄養食品協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなり、健康増進法等の関連法規、健食留意事項、適正広告自主基準、事後チェック指針を審査指針として、審査対象の広告について、届出表示及び各審査指針との適合性を精査しています。第7回広告審査会では合計36件の広告（審査対象媒体：動画、紙面媒体、Web（LP））について審査いたしました。

〈第7回広告審査会の審査結果〉

審査指針への抵触の程度により、A、B、Cの3段階で判定した結果、A判定0件、B判定4件、C判定8件となりました。判定の対象となった主な広告表現は以下の通りです。

- B判定 機能性関与成分ではなく製品自体の機能と誤認させる表現、国による評価・許可を受けたと誤認させる表現、必要な要件記載の不足、データの出典および選択理由の不足
- C判定 医薬品的効果効能と誤認させるおそれのある表現、機能性関与成分ではなく製品自体の機能と誤認させるおそれのある表現、届出表示の範囲を逸脱した機能を暗示させるおそれのある表現、機能性関与成分以外の成分に機能があると誤認させるおそれのある表現、効果の保証と誤認させるおそれのある表現、作用機序であるにもかかわらず届出された機能と誤認させるおそれのある表現、対象者の範囲を誤認させるおそれのある表現

昨年と同様、事後チェック指針や適正広告自主基準等に基づき、厳正に審査が行われました。BまたはC判定となった広告については、協会から当該企業に結果を通知し、広告表示の改善を促すとともに、全ての広告提供企業に対して、審査結果および広告審査会で指摘された今後の課題や参考意見を連絡しております。また、日本健康・栄養食品協会のホームページにて、商品名等を伏せた上で結果を周知することにより、会員だけでなく非会員にも今後の適正な広告作成の一助としていただくこととしております。なお、届出表示を切り出して（一部省略・簡略化等）強調する表現については令和5年6月に適正広告自主基準の改訂が行われ、より具体的な考え方が示されているため、今回の審査会では審査基準としております。

〈広告審査会の今後について〉

広告において消費者に分かりやすく正確に伝える上で、①届出表示を一部切り出して表現することによる届出表示（内容）からの逸脱、および②機能性の科学的根拠（「最終製品を用いたヒト試験」、「機能性関与成分の研究レビュー」）の区別が、審査会における大きな課題でした。これらについては令和5年6月の適正広告自主基準改訂にて一定の方針が示され、今回の審査会では審査基準といたしました。消費者に伝わる良い広告とは何か、今後も議論を重ねていきたいと考えております。また、制度改正による容器包装上の表示の在り方が見直されることに伴い、広告表示についてもそれを踏まえた基準に修正していく必要があると考えています。

このように広告審査会では、事後チェック指針等の関連法規や業界自主基準の考え方に即した望ましい広告表現のありかたを審査基準に都度反映させ、企業の皆様にわかりやすくお伝えするとともに、今後も審査の経験と実績を積み上げながら、届出企業の適正な広告活動を支援してまいります。届出企業におかれては、消費者に正しく伝わる広告表示になるよう、一層のご尽力をお願いいたします。

以上